

（農林水産物に係る措置）

第17条 食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。）は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用が禁止された農薬又は医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品若しくは再生医療等製品（以下「禁止農薬等」という。）が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。）である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は医薬品医療機器等法第83条の4第1項に規定する基準（以下「農薬等使用基準」という。）に違反して農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。）である場合

（趣旨）

府内において、農林水産物を生産（採取）する者は、無登録農薬等が使用された農林水産物や、使用基準等に違反して生産された農林水産物、周辺からの飛散等により農薬の残留基準値を超過した農林水産物などについて、出荷、販売してはならないことを明らかにしています。

（解説）

農薬や動物用医薬品等の使用については、農薬取締法及び医薬品医療機器等法に基づき、人の健康保護の観点等から使用基準が定められ、農林水産物ごとに使用できる農薬・動物用医薬品等の種類やその時期・回数が規定されており、この使用基準に違反すれば、罰則が科せられます。

また、食品衛生法で規定する「腐敗・有害な食品」であったり、同法に基づく基準・規格を超える農薬等が検出されれば、その農林水産物の販売やその農林水産物を原材料とする加工行為等が禁止されます。

食品衛生法により流通や加工行為等が規制されていますが、出荷以前の農林水産物について、その取扱いに不明確な部分があることから、本条で明確にするものです。

無登録農薬等の使用をはじめ、使用基準違反など、「あってはならないこと」が発生した場合、当該農林水産物の出荷・販売を禁止することにより、京都府産農林水産物の信頼性をアピールするものです。

【第1号】

農薬の容器や包装に表示がある農薬※1（販売禁止農薬※2を除く。）及び特定農薬※3以外を農産物に使用した場合、その農林水産物を出荷・販売することができません。動物用医薬品等についても容器や包装に記載事項※5が表示されている医薬品等以外を農産物に使用した場合、同様に出荷・販売することができません。

【第2号】

適用農作物※4、使用回数等農薬使用基準を遵守して農薬を使用しなければなりません。使用基準に違反して栽培された農林水産作物は、出荷・販売することができません。動物用医薬品等についても同様に使用基準を遵守しなければなりません。

※1【表示がある農薬とは】

農薬の容器や包装に「農林水産省登録第〇〇〇号」という表示がある農薬です。この農薬は、薬効、薬害はもちろん、人畜への毒性や環境への残留性など厳しいチェックを受けて農林水産大臣が銘柄ごとに登録をしています。

※2【販売禁止農薬とは】

安全性の問題から農林水産省令によって販売・使用が禁止されている農薬です。平成26年11月25日現在27剤が指定されています。

リンデーン、DDT、エントリン、ディルトリン、アルドリノ、クロルデコン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイルックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、2,4,5-T、硫酸鉛、シヘキサチン、ダイホルタン(カプタール)、PCP、CNP(クロロニトロフェン)、PCNB(キントゼン)、ケルセン(ジゴホル)、ペンタクロロベンゼン、 α -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピソ(エントスルファソ)

※3【特定農薬とは】

原材料に照らし、安全性が明らかなものとして、国が指定する資材です。平成26年11月25日現在5資材が指定されています。

- ① 使用する場所の周辺（使用場所と同一の都道府県内）で採取された天敵（昆虫、クモ類で人畜に有害でないもの）
- ② エチレン
- ③ 次亜塩素酸水
- ④ 重曹
- ⑤ 食酢

※4【適用農作物とは】

農薬を登録するときに次のような使用基準を決めます。

- ① 適用農作物の範囲
- ② 使用量及び希釈倍数
- ③ 使用時期
- ④ 総使用回数

農薬は、銘柄ごとに使用できる対象農作物が決められています。この決められた農作物のことを適用農作物といい、決められた農作物以外に農薬を使用することができません。

農林水産省登録第〇〇〇号

○ × △ 農 薬

作物名	使用基準			
	適用病害虫名	希釈倍率	使用時期	本剤の使用回数
トマト	アブラムシ類	1000倍	前日まで	2回以内
ナス	アブラムシ類	1000倍	前日まで	3回以内
キュウリ	アブラムシ類	1000倍	前日まで	3回以内
ピーマン	アブラムシ類	1000倍	前日まで	2回以内

〇〇〇株式会社

農薬は必ず使用出来る(適用がある)作物に使用する。

《農薬のラベル(例)》

※5【医薬品等の容器等の記載事項とは】

医薬品等は、その容器又は包装に次の内容が記載されていなければなりません。

- ① 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- ② 名称
- ③ 製造番号又は製造記号